

鎌情・個審議第3号  
平成28年6月10日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 安 富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号及び第10条第2項の規定に基づき、平成28年6月7日付け鎌市第1117号をもって諮問のありましたオンライン結合による個人情報の処理並びに個人情報の提供につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

取扱いに係る個人情報の性質に照らし、オンライン結合による個人情報の提供にあたっては、瞬時かつ大量に個人情報を取扱うことが可能になるため、情報の安全性など適正な取扱いの確保に努め、個人情報の保護と鎌倉市情報セキュリティポリシーに配慮してより一層慎重な対応に心がけることを求めます。

なお、事案の性質上、条例第9条第3項の規定による本人への通知は、省略することができるものとします。

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問事案

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年度
1	住民基本 台帳事務	マイナンバーカードを使用し、地方公共団体 情報システム機構証明書交付センターを経 由して、住民票の写し及び印鑑登録証明書を コンビニエンスストアにて交付を行う。	市民課	平成29年 度
	印鑑事務			

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	利用する 個人情報	利用する理由	利用先
39	市民課	印鑑事務	登録者	氏名、生年月 日、住所、通 称名、印影、 印影登録履歴	マイナンバーカ ードを使用して、 コンビニエンス ストアにて印鑑 登録証明書の交 付を行うにあた り、左欄の個人情 報を提供する必 要があるため。	データセン ターにおけ る証明発行 サーバ、 証明書交付 センターに おける広域 交付サーバ